



マイナンバーカード を作きましょう!!

申請方法は、スマホで交付申請書のQRコードを読み取って、メールアドレスや氏名・生年月日などを入力して、顔写真を添付して送信するだけです。

交付申請書はマイナンバーカード未取得者の方に7月下旬から順次再々送付しています。

やり方が分からない方は、役場住民課で申請できます。手続き時間は5分程度!

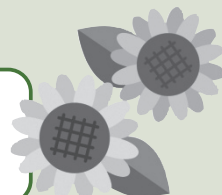
写真撮影から申請まで全部住民課職員が行います。もちろん無料!ご家族揃ってお越しください。

平日にご都合が悪い方のために、休日受付窓口を開設しています。

赤ちゃんからお年寄りまで、ご家族全員申請しに来てください。

8月の休日受付窓口

とき 8月28日(日)午前9時~正午
ところ 役場 住民課窓口



休日受付窓口でのマイナンバーカードの受け取りは、来庁者が多数のため長時間の待ち時間が生じることをあらかじめご了承ください。

※携帯電話をお持ちください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、準備が整うまでの間は庁舎の外でお待ちいただき、準備が整い次第、順次電話でお呼びします。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174



マイナポイント第2弾を実施しています。

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って予約・申し込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービス(※)で利用可能なポイントがもらえるしくみです。

※QRコード決済(〇〇Pay)や電子マネー(交通系のICカードなど)、クレジットカードなどのことです。

対象

- ①マイナンバーカードを取得した方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方(マイナンバーカードをこれから取得する方も含みます。)
- ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みを行った方(6月29日以前に利用申し込みを行った方も含みます)
- ③公金受取口座の登録を行った方(6月29日以前に登録を行った方も含みます)

ポイント付与

- ①最大5,000円相当のポイント

※令和3年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ方で、まだ20,000円のチャージやお買い物を行っていない場合(最大5,000円分までポイント付与を受けていない方)は、令和4年1月1日以降も引き続き、上限(5,000円相当)までポイントの付与を受けることができます。

- ②③7,500円相当のポイント

マイナンバーカードの申請期限 ①②③9月末

マイナポイントの申込期間 ①令和5年2月末まで ②③6月30日(木)~令和5年2月末

最新の情報は総務省のマイナポイント事業ホームページでご確認ください。

問合せ先 役場 企画課 内線163



総務省マイナポイント事業
ホームページ

📄 [https://mynumbercard.
point.soumu.go.jp/](https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/)